

ふるさと納税（個人住民税の寄附金控除）について

制度の概要

個人の方が、市区町村や都道府県に5,000円を超える額の寄附をした場合、寄附金額から5,000円を差し引いた額を、所得税と住民税の合計額から、寄附金控除により一定の限度まで全額控除する制度です。

寄附対象は出身地に限らず、全国すべての市区町村・都道府県に寄附した場合でも控除の対象となります。

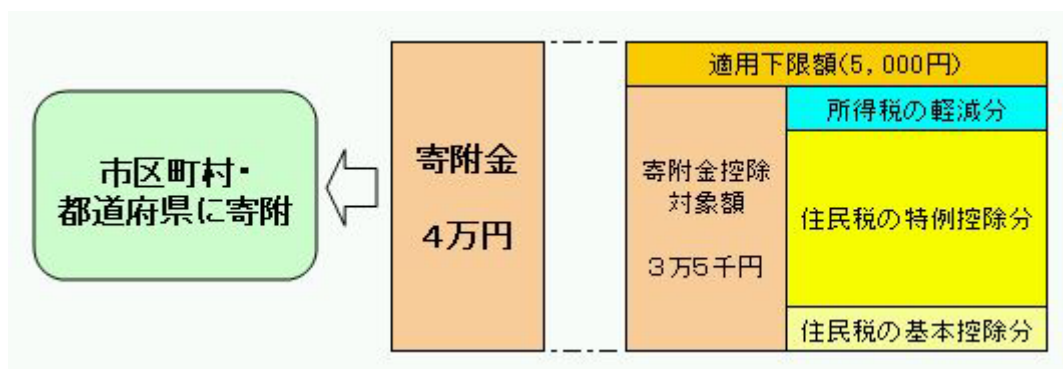
この制度による控除を受けようとする場合には、住所地の管轄税務署に確定申告する必要があります。

所得税の確定申告の必要のない方で、住民税の寄附金控除のみを受けようとする方は、お住まいの市町村へ簡易な申告も出来ます。

具体例

給与収入700万円で夫婦子供2人のケース

- ・所得税の限界税率10%
- ・寄附金控除がなかった場合の住民税額 29万4,500円
- ・（均等割=4,500円、所得割=29万円）



区分	寄附金控除額	備考
所得税の軽減分	3,500円	寄附をした年に納めた所得税から控除又は還付 寄附をした年の翌年の住民税から控除
住民税の特例控除分	2万8,000円	
住民税の基本控除分	3,500円	
寄附金控除額の合計	3万5,000円	-

【注意】

1. 住民税の特例控除分では、 $[\text{寄附金控除対象額} \times (90\% - \text{所得税の限界税率})]$ で算出した額が、住民税所得割額から税額控除されます。（特例控除分の上限は、税額控除前の住民税所得割額の10%です。）
2. 住民税の基本控除分では、 $[\text{寄附金控除対象額} \times 10\%]$ で算出した額が、住民税所得割額から税額控除されます。（基本控除分の上限は、 $[\text{所得金額の合計} \times 30\% - 5,000\text{円}] \times 10\%$ です。）